

【参考：所得額計算表】

所得額の計算は児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）を準用

- 1 **所得額（A）** を、夫婦それぞれの欄に記入する。
- 2 控除額を夫婦それぞれの欄に記入し、**控除の合計額（B）** を記入する。
- 3 **所得額（A）** から **控除の合計額（B）** を引いて **対象所得額** を算出する。

摘要		記入上の注意	夫	妻
所得額	所得額（A）	所得課税証明書の「合計所得金額」を記入 「課税標準額計」ではありません。		
控除額	①児童手当施行令による控除額	所得がある場合は、「8万」を記入		
	②雑損控除	実額		
	③医療費控除	実額		
	④小規模企業共済等掛金控除	実額		
	⑤障害者控除（普通）	該当人数×27万		
	⑥障害者控除（特別）	該当人数×40万		
	⑦勤労学生控除	該当すれば27万		
	控除の合計額（B）	①～⑦の合計額		
対象所得額（A） - （B）		0円以下になる場合は0を記入		

夫婦の所得額の合計が730万円未満か、730万円以上かで、申請に必要な書類が異なります。

● **730万円未満の場合**

山口県による助成が受けられますので、県の様式を使用してください。

● **730万円以上の場合**

山口県による助成は受けられませんが、周南市独自の助成を受けられますので、市の様式を使用してください。